

新型コロナウイルス感染症（追加措置の発表）

1 11月1日、チリ保健省は、新型コロナウイルス感染防止のための段階的規制緩和計画の変更を以下のとおり発表しました。

●第4段階（再開初期）へ移行（11月3日（水）5時より）

アイセン州リオ・イバニェス市

ビオビオ州サンタ・バルバラ市、アルト・ビオビオ市

コキンボ州プニタキ市

バルパライソ州ジャイジャイ市

●第4段階（再開初期）へ後退（11月3日（水）5時より）

マガジャネス州全域

●第3段階（準備期）へ後退（11月3日（水）5時より）

アイセン州コジャイケ市

ビオビオ州クラニラウエ市

コキンボ州ロス・ビロス市

ロス・ラゴス州カストロ市、サン・パブロ市

ロス・リオス州フトゥロノ市

マウレ州ペンカウエ市、ロンガビ市

ニュブレ州ニケン市

オイギンス州ナンカグア市、プラシージャ市

タラパカ州コルチャネ市、アルト・オスピシオ市

バルパライソ州コンコン市

●第2段階（移行期）へ後退（11月3日（水）5時より）

バルパライソ州カルタヘナ市、サント・ドミンゴ市

2 チリでは新型コロナウイルスワクチンの追加接種が行われており、今週からは55歳以下を対象とする接種が段階的に開始されます。対象者及び接種可能日等諸条件につきましては、専用HP（<https://www.gob.cl/yomevacuno/>）よりご確認ください。また、55歳以上で12月1日時点で2回目のワクチン接種から6か月を経過し、かつ追加接種を受けていない方はお持ちのPase de Movilidadが無効となりますので、注意が必要です。

3 11月2日時点で、チリ国内では1,698,127名（死亡者37,782名）のコロナウイルス感染者が確認されています。夜間外出禁止令や義務的自宅待機措置に従い、自宅待機を行うとともに、引き続き、最新の関連情報

を報道や下記ホームページ等で収集し、感染予防に努めて下さい。万が一、警察による検問、医療機関等で隔離されるなど援護が必要な場合は在チリ大使館までご連絡ください。

<情報参考 HP>

- ・チリ保健省

<https://www.minsal.cl/>

- ・チリ保健省（チリにおけるコロナウイルス感染者数）

<https://www.minsal.cl/nuevo-coronavirus-2019-ncov/casos-confirmados-en-chile-covid-19/>

- ・新型コロナウイルスワクチン接種計画

<https://www.gob.cl/yomevacuno/>

- ・チリ政府（コロナウイルス関連）

<https://www.gob.cl/coronavirus/>

- ・厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

- ・外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

- ・当館ホームページ

https://www.cl.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html